

「別紙 2」

本個別契約第 5 条の人材紹介に係る返戻金について次の各項に定める。

1. 乙の紹介した候補者が、甲に入社し、又は、業務を開始した日後、明らかに候補者に起因する事由により退職又は解雇、解除となったことにより雇用契約、又は、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約が終了した場合は、職業紹介サービスに係る人材紹介料の一部の額を次の表の各号に基づき甲に返戻する。なお、候補者に起因する事由による退職又は解雇、解除には、能力不足・自己都合によるものを含むものとし、返戻金に利息は発生しないものとする。
 - (1) 候補者が退職若しくは解除を通知した日、又は、候補者に対する解雇若しくは解除の通知がされた日が、入社日又は業務開始日から 3 ヶ月以内の場合は、人材紹介料の 50%に相当する金額を返戻する。
 - (2) 候補者が退職若しくは解除を通知した日、又は、候補者に対する解雇若しくは解除の通知がされた日が、入社日又は業務開始日から 6 ヶ月以内の場合は、人材紹介料の 25%に相当する金額を返戻する。
2. 前項の返戻金は、乙が基本契約書第 4 条第 5 項に基づく甲からの書面に基づき契約の終了日および終了理由の確認を行った後、甲に対して確認を行った旨を連絡することとし、係る連絡時に甲および乙の間で前項に該当することの確認がなされた場合、甲は返戻金に係る請求書を速やかに発行し、乙は請求書発行日を含む月の翌月末日迄に甲の指定する銀行口座に支払うこととする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
3. 甲と候補者の契約終了が、次の表の各号に該当する場合、返戻金の対象外とすることを確認する。
 - (1) 候補者の死亡、病気等の不測の事態であった場合。
 - (2) 甲の候補者に対する処遇および業務内容が契約締結前に示した条件と著しく異なっていた場合。